

# 中村西中学校校則(令和4年度)

## 第1項 登校

① 8時15分のチャイムが鳴り終わるまでに教室に入り着席をしていること。

## 第2項 下校

① 下校時間は、午後4時30分。ただし、次の場合は特別に認める。

ア. 先生から「指示、要請、許可」された場合。(部活動に準じる)

イ. 「部活動」の場合

夏季 (3月～10月末)	午後6時30分まで：バスは6時45分発
冬季 (11月～2月末)	午後6時まで：バスは6時15分発
休日	3時間程度の練習で、下校バス：午前は12時、 午後には17時発

※上記を基本とし、顧問がつかない場合や大会前等については別に考える。

## 第3項 外出

① 登校・下校以外に、自由に外出することは禁止。

② やむを得ず外出しなければならなくなった場合は、学級担任に連絡し、指示を受けること。

## 第4項 服装

### ① 制服

	夏季(6月～9月) 移行期間あり	冬季(10月～5月) 移行期間あり
男子	「校章」の入った白のカッターシャツ(半袖・長袖両方可)と「校章」の入った黒の学生ズボン	「校章」の入った黒の学生服と「校章」の入った黒の学生ズボン  制服の下に着用するもの ア カッターシャツを基本とする。(カッターシャツの下には白シャツか体操服を着用すること) イ 厳寒期、男子はカッターシャツの上に着用するものは華美なもの認めない。(黒・紺は可)制服から見えないようにすること。パーカーは不可とする。
女子	「校章」の入った白のカッターシャツ(半袖・長袖両方可)と紺のヒダスカート	「校章」の入ったセーラー服と紺のヒダスカート ※セーラー服にはエンジ色のスカーフを通す  セーラー服の下に着用するものは華美なもの認めない。制服から見えないようにすること。 厳寒期はセーラー服の上から黒色か紺色のカーディガンの着用を認める。

### 《注意事項》

〔男子〕 学生服は、「標準型・ラウンドトリムカラー学生服」とする。ベルトは、**装飾のない黒色**のものとする。

〔女子〕 スカートの長さは、膝下5cm程度とする。スカーフは、ネクタイ通しから10cm以上出す。

### ② ジャージ着用

○ ジャージ着用については次の場合とする。

ア. 特別活動の時間及び学校行事の時間(遠足・廃品回収・ワックスがけ、体育行事、作業等指示された場合)

イ. 体育、美術、技術・家庭科の授業で、教科担任から指示された場合

※6時間目体育の場合、その後はそのまま体育の服装でかまわない。

※4時間目体育の場合、そのままの服装で給食に入り、昼休みに着替える。

### ③ 防寒着(登下校時)

華美でない「通学コート、ジャンパー、ウインドブレーカー、カーディガン、マフラー、手袋」は認める。

ただし、校舎内では着用しないこと。また、部活で許可されたものは認める。

#### ④部活動のときの服装

原則として、学校指定のジャージを着用する。また、各部で認められた運動着の着用を認める。

#### ⑤靴下

ア. 男女ともに、白でくるぶしがかくれる長さのものとする。(黒・紺のツーポイント、またはツーラインまでは認める)

イ. 女子は肌色のストッキング、タイツの上に靴下をはいてもよい。

#### ⑥履物

ア. 下履きは通学用と体育時のくつを兼用とし、「全体(靴のベロ・カカト・ヒモなど)が白色の運動靴」とする。※ハイカット・ミドルカットは禁止・中敷きは白か黒とする。

イ. 上履きは、学校指定のもので、体育の時体育館でも使用する。

ウ. 部活動用の靴は、各部の顧問に一任する。

⑦部活動で購入したTシャツ類は、部活動以外では着用しない。

### 第5項 頭 髪

〔男 子〕 基本的には自由。ただし、奇抜な髪型にはしない。前髪は、目の邪魔にならないように、サイドは耳にかからないようにする。

〔女 子〕 基本的には自由。ただし、奇抜な髪型にはしない。前髪は、目の邪魔にならないようにする。もし邪魔になるようであれば、ピンで止める。後ろ髪は肩にかかったらくるようにする。また、正面から髪のくくり目が見えないようにする。

〔男女とも〕 パーマ、染色、脱色は禁止とする。

整髪料は禁止とする。

ピンやゴムは黒・紺・茶は認めるが華美なものは禁止とする。

クシは持ってきてもよいが、休み時間以外は使用しない。

### 第6項・通学カバン

〔通学カバン〕 校章の入った「学校指定バック」を使用する。

但し 中筋、東中筋の2, 3年生は持っていないので指定バッグは使用しない

※通学カバンに入りきらない場合は、華美・高価でないバッグ等の使用も認める。

### 第7項 自転車通学

①自転車は原則として「標準タイプ自転車」とする。(マウンテンバイク・ロードバイク・クロスバイクも認める。)

②両足が地面に着く自転車に、スタンド、ライト、ベル、反射鏡または反射テープ、学校で定めたステッカーをつけること。自転車の改造は厳禁。点検が合格ならば免許証の発行をする。

③ヘルメットを必ず着用しなければならない。

④無灯火・二人乗りは厳禁。

⑤自転車は、自転車置き場の指定された場所にきちんと置く。

⑥学校の敷地内では乗らない。(校門に入ってからと、校門を出るまでは乗らない)

※上記に違反があった場合、1回目は警告とするが、2回目以降は1週間の自転車通学禁止とする。

### 第8項 校外生活

①「夜間外出」は、原則として午後8時までとする。

※この時間以降は、保護者の同伴が必要。ただし、「祭りや行事」等の時は、特別として、午後10時までには帰宅していること。

②保護者を同伴しない「外泊」は、禁止とする。

③ゲームセンター、カラオケ等に入ってはいけない。※保護者同伴の場合は、保護者の責任にゆだねる。

### 第9項 その他

①学校に持参する全ての物に、名前を書くこと。「文字」は楷書で黒くはっきりと書くこと。

②学習に必要でないものは持ってこない。

③制汗剤は認めるが無香料とする。